

# 議会改革検討委員会

## 第9回報告書

### 【報告事項】

請願・陳情審査の結論のあり方

平成30年 2月14日

川崎市議会議会改革検討委員会

## 1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、現行の請願・陳情の結論のあり方については、委員会において原則として審査を行い、必要に応じて現地視察を行うなど、請願・陳情に対する丁寧な対応を継続して行うべきであり、また、継続審査の取扱いとしている請願・陳情についても、あえて結論を出さずに継続審査とすることで経過を見守り、議会としての関与を残してきた経緯があるため、請願・陳情の結論の見直しは行わないことを確認した。ただし、長期間にわたって継続審査となっている請願・陳情については、各委員会の判断で、適切な時期に状況の確認を行い、必要に応じて取扱いを協議することも併せて確認し、検討委員会としての結論に至った。

## 2 議論の概要

### (1) 現状及び課題

- ・ 本市議会では、請願・陳情の審査に当たっては、必要に応じて現地視察を行うなど、議会閉会中を中心に丁寧に対応しているところであるが、その一方で、委員会の審査を経ても結論が出ず継続審査の取扱いとなり、その後、閉会中の継続審査の申し出を繰り返し、相当の期間、審査が行われていない状態となっている請願・陳情が多数存在している。
- ・ 委員会付託されている請願・陳情に関しては、代表質問では委員会の審査権を尊重して質問を行わないこととしているが、大綱的、政策的な問題については、議会運営委員会の了解を得て、意見・要望を行わない前提で質問をすることができる。また、一般質問では、委員会で審査中の請願・陳情と内容が同様の質問は行わないようにすることとしており、決算審査特別委員会においても、委員会の審査権を尊重し、継続審査中の請願・陳情に関わる質問は行わない取扱いとしている。このため、継続審査中の請願・陳情が多数ある場合、議員にとって質問の幅が狭まるといった課題が生じている。
- ・ 特に、請願・陳情の内容が、市の重要施策に深く関係している場合等を考慮すると、議会における執行機関へのチェック機能の観点からも、一定のルールに基づき、請願・陳情審査の結論のあり方について、見直すなどの検討が必要であると思われる。
- ・ また、陳情に関しては、行政や議会が関与することが困難な内容のものや、限られた範囲の私的な内容のものも含まれ、費用対効果や効率的な議会運営という観点から、結論のあり方を含めた検討が必要である。

### (2) 請願・陳情審査の結論のあり方に関する協議

- ・ 本市においては、請願・陳情については原則として全て審査の対象としており、必要に応じて現地視察を行うなど、丁寧な対応を行っている。

また、審査の結果、採択（趣旨採択）、不採択に至らなかった請願・陳情については継続審査としているが、これらについても、会期をまたいで議会閉会中の継続審査の対象としている。この結果として、長期間にわたり審査されない請願・陳情が各年度末に増加していく傾向がある。

- ・ 他都市においては、陳情の審査を行っていない都市や、審査を行う場合でも、採択、不採択のほか、委員会における審査の結論として「審査打切」や「聞きおく」、また「審査不要」として取り扱い、委員会における審査を終了している都市があるとのことである。これらの結論については、実質的に委員会における審査を行わず、一定の結論を出す方法である。
- ・ 一方、本市においては、これまで請願や陳情によってその取扱いに差を設けることなく同様に審査を行い、採択（趣旨採択）、不採択のいずれかの形で結論付けることで明確に議会の意思を示してきており、また、審査をした上でなお、結論に至らなかった場合は、継続審査の取扱いとして、議会として経過を見守るとともに、状況が変化した際には再度委員会で取り上げ、審査を行ってきた経過がある。
- ・ 請願・陳情を継続審査の取扱いとすることは、審査の時点で結論を出すことが困難な案件に関し拙速な判断を避け、引き続き状況を注視し、状況が変化した際には執行機関からの報告の機会を残し、付託された委員会による再審査も可能とするという点において、請願・陳情提出者にとっても利益があるものと思われる。
- ・ これらのことを勘案すると、請願・陳情について、他都市の事例にある「審査打切」や「聞きおく」、また「審査不要」などの新たな結論を設定することは、本市においては馴染まないと考えられるため、検討委員会では、結論の見直しは行わずに、課題である「請願・陳情と一般質問の関係」について、引き続き協議を行うこととした。

### (3) 請願・陳情と一般質問の関係に関する協議

- ・ 本会議における一般質問は、議員個人が、行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況等について質問を行うことにより、議員個人の調査研究活動を市政に反映させる機会となっている。一方、議員の調査研究項目と同一内容の請願・陳情が提出された場合、その請願・陳情を審査し結論が出るまでの間、関連する質問が行えないという課題が生じている。
- ・ 代表質問の場合は、継続審査中の請願・陳情であっても、事前に通告し議会運営委員会の了解を得た上で、大綱的、政策的な質問が可能となるため、一般質問についても、代表質問と同様に、事前の通告制度を用いて議運で協議し、意見・要望は行わない前提で、大綱的、政策的な質問に限り、認めてもよいのではないかと考える。
- ・ また、仮に、継続審査中の請願・陳情について、一般質問で取り上げることが可能となった場合、請願・陳情に関する現状を一般質問で確認

することにより、請願・陳情提出者の思いを真摯に受け止め、積極的に取り組んでいる姿勢を表明することができるものと思われる。これらのことから、継続審査中の請願・陳情に関わる一般質問の実施の可能性について検討すべきである。

- ・ 一方で、継続審査中の請願・陳情に関わる内容のものは、委員会の審査権を尊重する観点からも、本来は委員会において審査すべきものであるため、一般質問を認めたことにより、委員会における答弁内容以上の新たな答弁が得られることは考えにくく、仮にあったとしても執行機関側は答弁に躊躇せざるを得なくなるため、一般質問で取り上げる意義については慎重な検討が必要である。
- ・ 仮に、状況の変化により新たな事象等が発生し、一般質問に対する答弁で新たな事実が明らかにされた場合においては、本来は、委員会において請願・陳情の再審査を行うべきであり、委員会を中心に審査を行ってきたこれまでの議会活動との矛盾が生じ、また、当該委員会の運営に支障を来すことも懸念される。
- ・ また、請願・陳情に関わる内容のものであっても、代表質問であれば、議会運営委員会で了承された上で、大綱的・政策的な問題については質問が可能であるため、議会としてのチェック機能が阻害される恐れは少ない。
- ・ これまでも、継続審査中の請願・陳情に関わる質問を行う必要がある場合は、各議員が請願・陳情提出者と調整し、請願・陳情の取り下げ手続を経た上で、一般質問を実施してきた経緯もある。
- ・ このため、検討委員会では、これまでどおり委員会の審査権を尊重する立場から、継続審査中の請願・陳情に関わる一般質問を認めるのは適切ではないとの考えを確認した。

#### (4) 継続審査中の請願・陳情の取扱いに関する協議

- ・ 委員会で審査し、結論が出ず継続審査となっている請願・陳情については、年度末において、提出時と大きく状況が変化し、願意が実態と乖離しているものについて確認し、審議未了廃案として取り扱うか協議を行っている。
- ・ 具体的には、執行機関に現状を確認し、「建設を反対していた建物の工事が着手され、または既に建物が建ってしまったもの」等といった、明らかに願意の達成が見込めないものについては、事前に提出者に対し取り下げの意思確認を行っている。取り下げの意思がある場合には、提出者に取り下げの手続を行っていただき、取り下げの意思がない場合は、委員会において審議未了廃案とするか否かを協議している。
- ・ 現状では、取り下げに至らなかった審議未了廃案に該当する請願・陳情についても、各委員会で協議を行い、継続審査としている案件もある。このため、委員会で審査され継続審査の取扱いとされた請願・陳情については、一定の区切りをつけるという意味で、年度末の時点で請願・陳

情を取り巻く状況を確認し、状況に変化があるものについては再度審査を行い、審議未了廃案に該当すると改めて判断された場合は、年度末をもって一律に審議未了廃案とすべきであると考えます。提出者が再度審査を希望する場合は、新年度改めて提出することも可能であることから、年度末において何らかの結論付けを行うべきである。

- ・ しかしながら、市民にとって請願・陳情の提出は、その提出に当たったの合意形成や署名の収集など負担を伴うものであり、簡単に再提出できるものではないということも認識する必要があります。審議未了廃案の判断については、機械的に行うべきではなく、内容に応じて丁寧かつ慎重に対応すべきものである。
- ・ このため、委員会における年度末の継続審査中の請願・陳情の協議の際、それぞれの請願・陳情の状況を詳細に確認した上で、さらにきめ細かく丁寧に、継続審査とするか、または審議未了廃案とするかを協議していくべきであると考えます。
- ・ 上記を踏まえ、検討委員会では、請願・陳情審査の結論については現行どおりとすること。また、継続審査中の請願・陳情については、付託された委員会において適切な時期に状況確認を行い、必要に応じて取扱いを協議すること。また、その際には、各常任委員会の判断を尊重することを確認した。

# 資 料 編

- 検討項目「請願・陳情審査の結論のあり方」に関する提案趣旨  
（民進みらい）----- 6
  
- 政令指定都市における請願・陳情審査の結論のあり方----- 7
  
- 政令指定都市における請願・陳情の継続審査の取扱い----- 9

検討項目「請願・陳情審査の結論のあり方」に関する提案趣旨  
(民進みらい)

本市議会へ提出される請願・陳情については、委員会において時間をかけて慎重に審査を行っているところであるが、議会運営の効率化の観点から、一定のルールに基づき、請願・陳情審査の結論のあり方について検討するべきではないかと考える。

# 政令指定都市における請願・陳情審査の結論のあり方

平成 29 年 5 月現在

## 1 請願審査の結論

採択／ 不採択	1 2 市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、浜松市、京都市、堺市、広島市、福岡市、熊本市
採択／ 趣旨採択／ 不採択	2 市	岡山市、川崎市
採択／ 一部採択／ 不採択	2 市	横浜市、静岡市
上記以外	4 市	名古屋市（採択／不採択／審査打切） 大阪市（採択／趣旨採択／不採択／一事不再議／審査不要） 神戸市（採択／趣旨採択／一部採択／不採択） 北九州市（採択／一部採択／不採択／一部不採択）

## 2 陳情審査の有無

すべて審査 する	4 市	札幌市、名古屋市、京都市、北九州市
原則審査 する	1 1 市	千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、 大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市 川崎市
原則審査 しない	1 市	横浜市
すべて審査 しない	4 市	仙台市、さいたま市、福岡市、熊本市

## 3 陳情審査の結論

採択／ 不採択	6 市	札幌市、千葉市、相模原市、新潟市、浜松市、 広島市
採択／ 趣旨採択／ 不採択	2 市	岡山市、川崎市
上記以外	6 市	横浜市（趣旨に沿う／趣旨に沿い難い） 静岡市（採択／一部採択／不採択／文章表現的な結論） 名古屋市（採択／不採択／審査打切／聞きおく） 大阪市（採択／趣旨採択／不採択／一事不再議／審査不要） 神戸市（採択／趣旨採択／一部採択／不採択／審査打切） 北九州市（採択／一部採択／不採択／一部不採択）

○政令指定都市での請願・陳情審査の結論のあり方一覧

	請願		陳情		
	審査の結論	審査の有無	通常取扱い	例外取扱い	審査の結論
札幌市	採択／不採択	◎	委員会付託し審査する		採択／不採択
仙台市	採択／不採択	×	委員会で審査しない (写しを各会派に参考として送付し回覧処理する。)		
さいたま市	採択／不採択	×	委員会で審査しない (陳情文書表を議場に配付し、議会報告のみ行う。)		
千葉市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・訴訟係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵す恐れのあるもの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの ・市外から郵送・提出されたもの(近隣市等の住民から提出・郵送された陳情で、願意が本市に関わる内容であると議長が認めたものを除く。) ・委員会付託になじまないと議長が認めたもの	採択／不採択
横浜市	採択／一部採択／不採択	△	委員会で審査しない (行政要望等については委員会付託せず、当局回答を求める。)	【委員会付託し審査するもの】 ・機関意思の決定(意見書や決議の提出)を求めるもの	趣旨に沿う／趣旨に沿い難い
相模原市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・市外の者からの郵送による陳情は、参考資料として写しを全議員に配付するのみ	採択／不採択
新潟市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの(議会運営委員会への報告にとどめる。) ※議会意思の決定した同趣旨の陳情は、その都度議運で付託するかどうか協議する。 ※個人、団体等を誹謗、中傷し、名誉を毀損または信用を失墜させるおそれがある陳情は、議運開会前日までに議運の議題とするかどうか、その都度協議する。	採択／不採択
静岡市	採択／一部採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・議会運営委員会において委員会付託することが適当でないと判断されたもの ・1年以内に提出されたものと同趣旨の陳情(議会への要望書として取り扱う。)	採択／一部採択／不採択／ 文章表現的な結論
浜松市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・委員会付託することが適当でないと判断されたもの(各会派へ写しを送付する。)	採択／不採択
名古屋市	採択／不採択／審査打切	◎	委員会付託し審査する		採択／不採択／審査打切／ 聞きおく
京都市	採択／不採択	◎	委員会付託し審査する (審査するが結論を出さない。)		
大阪市	採択／趣旨採択／不採択 ／一事不再議／審査不要	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・提出者の住所が市外で郵送によるもの ・違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・公益上の必要がなく、個人の秘密を暴露するもの ・著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、そのものの名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの ・訴訟係属中の裁判に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ・願意が明確に記載されていないもの ・その他議長が委員会審査になじまないと認めたもの	採択／趣旨採択／不採択／ 一事不再議／審査不要
堺市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する (審査するが結論を出さない。当局への要望としての取扱いとしている。)	【委員会付託しないもの】 ・決議要請に基づく陳情については、委員会で審査は行わない	
神戸市	採択／趣旨採択／一部採択 ／不採択	○	委員会へ送付し審査する	【委員会付託しないもの】 ・本市に住所を有しない者の郵便又はこれに類する方法により提出されたもの(要望書として取り扱う。)	採択／趣旨採択／一部採択 ／不採択／審査打切
岡山市	採択／趣旨採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・訴訟係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの ・次に掲げる者以外から郵送されたもの * 市内在住・在勤・在学の個人、市内に事業所等を有する法人(関係委員会に写しを配付する。)	採択／趣旨採択／不採択
広島市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・代表者が市外のもの ・内容が市の所管外のもの ・決議・意見書の提出を求めるもの ・議会に直接関係する内容のもの ・委員会付託の希望がないもの	採択／不採択
北九州市	採択／一部採択／不採択 ／一部不採択	◎	委員会付託し審査する		採択／一部採択／不採択 ／一部不採択
福岡市	採択／不採択	×	委員会で審査しない (委員会への送付のみ)		
熊本市	採択／不採択	×	委員会で審査しない (委員会への送付のみ)		
川崎市	採択／趣旨採択／不採択	○	委員会付託し審査する	(「陳情の取り扱いについて」のとおり)	採択／趣旨採択／不採択

文章表現的な結論の例：  
「願意には沿い難いが、施設の建設に当たっては近隣住民と丁寧調整することを当局に要望する」との結論

審査打切：  
願意が満たされること、または満たされないことが確定した請願・陳情について審査を終了する  
聞きおく：  
意見を承ったと確認し審査を終了する

一事不再議：  
関連する議案が先に結論が出た場合、一括で審査していた請願・陳情について審査を終了する  
審査不要：  
願意が既に満たされること、または満たされないことが確定した請願・陳情について審査を終了する

審査打切：  
願意が既に満たされること、または満たされないことが確定した請願・陳情について審査を終了する

◎…すべて委員会付託する  
○…原則として委員会付託し審査するが、例外的に審査しない場合あり  
△…原則として委員会付託し審査しないが、例外的に審査する場合あり  
×…すべて委員会付託しない

# 政令指定都市における請願・陳情の継続審査の取扱い

平成 29 年 6 月現在

## 1 閉会中に継続審査として取り扱っているか否か

請願	取り扱っている	19 市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、川崎市
	取り扱っていない	1 市	大阪市*1
陳情	取り扱っている	9 市	札幌市、千葉市、相模原市、新潟市、名古屋市、岡山市、広島市、北九州市、川崎市
	取り扱っていない	7 市	横浜市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市

\*1 会期に関わらず議長が適當の委員会に付託しており、本会議で付託は行わない。

## 2 継続審査のまま 6 カ月間以上審査されていない件数\*2

請願	0 件	15 市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、熊本市
	1 件以上	5 市	札幌市(4 件)、広島市(22 件)、北九州市(18 件*2)、福岡市(24 件)、川崎市(10 件)
陳情	0 件	10 市	千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、岡山市
	1 件以上	4 市	札幌市(240 件)、広島市(20 件)、北九州市(101 件*2)、川崎市(20 件)

\*2 平成 29 年 4 月 1 日時点で継続審査となっている請願・陳情のうち、6 か月間以上審査が行われていないものが対象（ただし北九州市は平成 28 年 12 月時点の件数）。

### 3 本会議の質問で、審査中の請願・陳情と内容が同様・類似の場合の取扱い

#### ① 会派代表による質問（代表質問等）

請願	触れられる	16市	札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、川崎市*3
	触れられない	2市	仙台市、熊本市
陳情	触れられる	15市	札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、川崎市*3
	触れられない	0市	—

\*3 予算議会 : 触れることを可とする。

予算議会以外：議会運営委員会の了解を得た上で、大綱的・政策的な問題については質問できるが、意見・要望は行わない。

#### ② 個人による質問（一般質問等）

請願	触れられる	15市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
	触れられない	2市	熊本市、川崎市
陳情	触れられる	12市	千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市
	触れられない	1市	川崎市

### 4 請願・陳情に係る現地視察の実施の有無

原則、行う	1市	川崎市
実施する場合あり	2市	札幌市、熊本市
なし	17市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

政令指定都市における請願・陳情の継続審査の取扱い等について

	閉会中の継続審査の取扱いの有無		継続審査のまま長期間審査されていない件数*1		本会議の質問で、審査中の請願・陳情と内容が同様・類似の場合				現地視察の実施の有無	備考
	請願	陳情	請願	陳情	①代表質問で触れられる		②個人質問で触れられる			
					請願	陳情	請願	陳情		
札幌市	○	○	4	240	○	○	個人質問は実施していない		△	△現地視察については、委員長の判断により実施する場合もある。
仙台市	○	審査なし	0	審査なし	×	審査なし	○	審査なし	×	
さいたま市	○	審査なし	0	審査なし	○	審査なし	○	審査なし	×	
千葉市	○	○	0	0	○	○	○	○	×	
横浜市	○	×	0	0	○	○	○	○	×	
相模原市	○	○	0	0	○	○	○	○	×	
新潟市	○	○	0	0	○	○	○	○	×	
静岡市	○	×	0	0	○	○	○	○	×	
浜松市	○	×	0	0	○	○	○	○	×	
名古屋市	○	○	0	0	○	○	○	○	×	
京都市	○	×	0	審査するが結論出さない	○	○	個人質問は実施していない		×	
大阪市	×	×	0	0	○	○	個人質問は実施していない		×	※請願・陳情は、会期にかかわらず議長が適当の委員会に付託しており、本会議で付託は行わない。 ※結論を得られなかったものは、年度最後の委員会において再び議題に供する。
堺市	○	×	0	審査するが結論出さない	○	○	○	○	×	※閉会中の継続審査となった案件は、次回の定例会で審査する扱いとしている。
神戸市	○	×	0	0	○	○	○	○	×	※継続審査となったものは、次の常任委員会で再度審査を行っており、長期間継続審査となった事例はない。
岡山市	○	○	0	0	○	○	○	○	×	
広島市	○	○	22	20	代表質問は採用していない		○	○	×	
北九州市	○	○	18**	101**	○	○	○	○	×	**平成28年12月時点の件数。
福岡市	○	審査なし	24	審査なし	代表質問は採用していない		○	審査なし	×	
熊本市	○	審査なし	0	審査なし	×	審査なし	×	審査なし	△	△現地視察については、必要に応じて委員会中に実施することは可能。
川崎市	○	○	11	20	▲	▲	×	×	○	▲予算議会：触れることを可とする。 予算議会以外：議会運営委員会の了解を得た上で、大綱的・政策的な問題については質問できるが、意見・要望は行わない。

\*1 平成29年4月1日時点で継続審査となっている請願・陳情のうち、6か月間以上審査が行われていないものが対象。